

午前9時24分 開会

○宮本会長 定刻より少し早いですが、大坂委員、稲田委員、谷川委員、3名の欠席が連絡されています。

ということで、残り5名、今出席予定者全員おりますので、ただいまより令和4年3月農業委員会を開催したいと思います。

事務局よりよろしく申し上げます。

○事務局 おはようございます。では、よろしく願いいたします。

○宮本会長 失礼しました。

本日の署名委員は、野田委員、池田委員でお願いします。

また、発言者は挙手をお願いします。

すいません、事務局どうぞ。

○事務局 それでは、お送りさせていただきました資料に基づきまして進めさせていただきます。

議案第1号、所有権移転のため、農地法第5条第1項の規定によります許可申請が1件ございました。

農業委員会受付は、令和4年3月4日でございます。土地所在地は、字●●●、番地は●●●番●で、面積は1,122平方メートル、同じく●●●番●、面積は514平方メートルでございます。譲渡人は、●●●番●が宇多津町●●●番地、●●●●様、●●●番●が宇多津町●●●番地●、●●●●様でございます。面積は、合わせて1,636平方メートルでございます。地目は田、台帳、現況とも田でございます。譲受人は、●●市●町●番地●、●●●●●株式会社代表取締役●●●●様でございます。転用目的は、分譲住宅7区画でございます。水利につきましては、北池総代の同意をいただいております。御審議のほどよろしく願いいたします。

○宮本会長 地元水利にも承認もいただいているということでございます。

まず、意見、質問等ありましたら、ございませんか。

隣地の許可は同意をいただいていますか。

○事務局 隣地の同意も、今私のほうには届いてないんですけども、その辺お伝えしておりますので、近日中にこちらのほうにお持ちいただけるようになっております。

○宮本会長 分かりました。一応、今事務局のほうから申し上げましたように、隣地同意が未提出ではありますが、提出予定ということで皆さん協議いただきたいと思います。

何か意見ありでしょうか。

ありませんか、特にありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○宮本会長 分かりました。そうしたら、許可ということで進めさせていただきます。

では、議案次。

○事務局 議案第2号に進めさせていただきます。

農地法第3条の3第1項の規定によります相続の届出書が1件ございました。

農業委員会受付は、令和4年2月22日でございます。届出人は、宇多津町●●●番地●●●様でございます。所在地は、宇多津町大字東分●●●●●●●●●●番●●●、同●●●●●●番●●●で、面積は●●●●●●番●●●が1,199平方メートル、●●●●●●番●●●が545平方メートルで、計1,744平方メートルでございます。地目は田、台帳、現況とも田でございます。これを前所有者、●●●●●●様より届出人へ相続するものでございます。御承認のほどよろしくお願いいたします。

○宮本会長 そうしたら、地元宮本のほうから説明をさせていただきます。

これは、3条ということで農地の所有権移転ということで、届け人、譲受人ではありませんが、●●●さんはこの土地をずっと一生懸命親の代からやられて、私ちょうど隣地の土地を持っておるもんで、これはよく存じ上げております。3条ということで、特に問題なからうかと思われま。

皆様の御意見、質問等を受けたいと思います。

どうぞ。よろしいでしょうか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○宮本会長 特に問題ないということで、許可ということで進めさせていただきます。

どうぞ。

○事務局 ありがとうございます。

では、議案第3号に入らせていただきますが、先般お送りさせていただいたものの中に、資料というかそういったもので私のほうで取りまとめたものが入っておろうかと思ひます。

まずは、前回、先月会長様のほうより農業経営の規模拡大の促進事業の補助金の要綱についてということで、こちらの要綱を添付させていただいております。

それと同時に、県内の農業支援の補助事業について、各市町がどういった形でどうい

ものを出されとるかということ、ちょっとこちらのほうでお調べさせていただいて、提示をさせていただいておるところでございます。このあたりは、また会長さんのほうで進めていただけたらというふうに思っておりますので、お願いいたします。

○宮本会長 先月の委員会で御案内いたしましたように、これはアンケートに基づきまして、このアンケートの対策としまして4項目、皆さんで審議いただきまして進めました町長及び議長のほうに報告をしたものの1件でございます。

この交付金につきましては、残念ながら今日3名欠席ということで、その3名の方から実は御意見をいただいております。今までの委員会の中で。再度、これを皆さんで審議していただくんですが、何分残念ながら提案された、あるいはこういうふうに改正したらという提案の方が欠席ということで、私としましては一応この議案は来月のほうへ順延させていただいて、より話を掘り下げていきたいなあ。皆さんのほうで、より使い勝手のよい要綱にしたいなあというふうに考えております。

せっかく、出席されている方の中で、この要綱を読んでいただいて、私はこう思うんだというものが今日あるのであれば、披露させていただいても結構です。何か意見がありましたら、今日の分は今日の分として受け取り、来月また出席いただいたときに、再度皆さんで協議をしたいというふうに、今日は私は考えております。何か意見等、また質問等ありましたら伺いたいと思います。

委員の皆様、いかがですか。

○石川委員 1点だけ。

○宮本会長 石川委員、どうぞ。

○石川委員 この補助率っていう話、補助率。補助率が、これ10アール当たり2万円っていう形になっていきますけど、このことは県内全域を見てどのレベルにあるんですかね。大体こんなもんなんですか。

○宮本会長 これを制定したときに、宇多津町と直島は農振に入っておりません。すなわち、中間管理機構のほうでこれと同じ制度を実は持っております。ところが、宇多津町は今言いましたように農振地域ではありませんので、入ってなかったためにこういう制度が宇多津は受けられませんでした。私のほうが、ちょっと口幅ったいんですが、私が提案して、宇多津町独自で作りたいという意見で、前会長のほうからも頑張ってもらってやりました。

それで、補助金の話なんですけど、これは全く同じです。10アール当たり2万円、6年

という制度は全く内容は同じです。ただし、宇多津町は貸手も借手もということで、両者に2万円ということで、より優遇された内容に設定しております。これは、宇多津町の補助金の特徴だというふうに理解しております。

石川委員のほうから、今質問ありましたけど、ちょっと事務局にも問合せをお願いしているんですが、県下における中間管理機構がやっている補助金の件数、受けている件数の調査をお願いしているんですが、事務局でましたか。

○事務局 それこそ、昨年農地機構の方がこちらのほうにお見えになって、言うたら借手と貸手の中の契約の中で同様な形でお金をお支払いするというので、マッチングがうまくいけばそういった形で補助させていただくよというふうなことで進めておるところなんですが、県下ではやっぱり坂出ないしは高松、このあたりでほぼほぼ年間20件から30件のあたりの話が進んでおるといってございませう。

私、ちょっと注目しとったんですけど、直島のほうにも問合せしてみると、やっぱり私のほうと同様で件数がないということでお聞きしております。だから、あくまでもいろいろと助成制度というのが県、町、市あるんですけども、個人的に助成するというものは、最近ちょっと少なくなってきておる傾向がありまして、法人化されておるといふ形。会社にちょっと等しいというようなもので登録を受けて、この補助をいただくというふうな形の傾向が多数見られるのじゃないかなというふうにはお聞きしておるところでございませう。

○宮本会長 今の話で、以前2回ほど●●農園でしたかね。

○事務局 そうです、おっしゃるとおりです。

○宮本会長 2件ほど皆さんに承認という形で審議いただいた件が2件たしか去年、今年もあったと思います。そういうふうな形で、●●農園は法人、皆さん御存じのようにブロッコリーをたくさん作っておられまして法人化されています。そういう形で、法人が申請しているという件数は、今事務局のほうから伺ったように多々あろうかと思ひます。

もうちょっと話が長くなるんですが、このアンケートについての対策の中で、4項目のうち1項目めに、新規就農者の担い手を募集したいな。その補助金として補助制度をつくりたいなという宇多津町の方針を掲げさせていただいてるんですが、当然これは担い手として法人も今後つくっていただける方が出てきそうなので、その方を中心にこの補助金制度が準用されればいいなあというふうには考えております。

また、準用されるに当たりましては、今せっかくこれの見直しという形で、いろんな使

い勝手によいように改正したいというふうに考えております。

ちょっとちなみに、話が長くなって申し訳ないんですが、3名の方が言われた内容は、稲田委員が今現在補助金制度を受けた場合に、自分の持っている農地と今度補助金を受ける対象地を合計した面積が50アールを超える者に対して補助金を支給しますよという、その50アールについてももう少し皆さんで検討していただきたいというのが稲田委員の意見でした。

谷川委員の意見としましては、貸借の設定が6年なんですけど、これの運用年数を見直してほしいということで意見がありました。これは、中間管理機構が原則3年以上であればオーケーですよという、去年たしか11月の説明の中にありましたので、これも宇多津町としてもこれは準用していけんかなあというのは、私個人的には考えてます。そういうことで、あと皆さんの意見も踏まえまして、来月より深く考えていきたいなあとは思いますが。ちょっと、話長くなって申し訳ないです。

そのほか、何か補助金に対する、事務局のほうからいただいている資料について、今日の段階でありましたらお聞きしておきたいと思います。

いかがですか。ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○宮本会長 そうしたら、もう本日の委員会としましては、今申し上げましたように来月のほうに、この補助金要綱の検討を先送りしたいと思いますので、本項につきましてはこれで終了したいと思います。

続きまして、事務局。

○事務局 ありがとうございます。

一応、今月で今年度が終了するようになっております。昨年からずっと引き続きまして、アンケート調査等を御協力いただきまして大変ありがとうございました。おかげさまでこういうふうな形で、ちょっと前向いてお話ができるというか、農家にとってプラスになるような、そういうふうな話題で進めさせていただけたらというふうに思っているところ、うまく進んでいるのではないかなというふうに思っております。

いろいろと御意見等もありまして、会長さんのほうからも宿題をいただいて、例えば農機具、こういったものにも補助が出んのかということでもいろいろと聞いてみたんですけど、やはり個人様での助成というのが最近物すごく難しくなっておりまして、どうしても法人というかそういったもので経営基盤をつくっていただいて、そこに対する助成で農機

具の補助をすとかというふうな形で捉まえておられるということが、今の現状ではないかなというふうに考えております。だから、少しでも農家の人に農業をしやすくしていくのが我々の使命だと思うのですが、何分宇多津町の場合は宅地化が進んでおりまして、田んぼがどんどん減っていったというふうな状況、現況でございます。

中には、若い方がどっか田んぼ空いてませんかというふうな問合せで、御夫婦で来られたりする場合もあるんですけども、やはりどちらからですかと問うと、町内の方ではなくて、善通寺とか丸亀市とか、そういった方がお見えになられるというふうなことになります。極力こういった助成制度があるんですよということもお伝えするんですけども、もとをたどれば宇多津の方でないというのが非常に辛いところでありまして、そのあたりも含めて皆さんに御周知させていただいて、以後来月から新しい取組ということで進めさせていただけたらというふうに思っておりますので、よろしく願いいたします。本日はありがとうございます。

○宮本会長 ちょっと、事務局いろんな裏事情といいますか、現況の報告がありました。

勘違いされたら困りますので申し上げておきますけど、アンケートに対する農業委員会の対策として4項目上げてますので、今回そのうちの一つの補助金制度。これ来月に先送りにしますと。あとは、新規担い手に対する補助金制度、あるいは集団営農に対する機械の補助金制度、続きまして井手ざらいとか池の草刈りに対する補助金制度、これを順次、月一ぐらいのペースで検討していきたいと思っておりますので、今回は残念ながら3名の委員御欠席ということで、先送りにさせていただきます。

ちなみに、当委員会の定員は8名なんで、前期だったと思うんですが1回4名で開催してお流れになったことがありますので、皆さんできるだけ委員会のほうには5名出なければ開催できませんので、その旨重々承知いただきまして、できるだけスケジュール調整をいただいて出席していただけるようお願いしたいと思います。体調が悪いとか、そういうところは当然欠席問題ないと思っておりますので、その点は考慮していただいて結構です。

そうしたら、事務局これで本日の議案としては終了したと思います。

何か、皆さん意見、委員の皆さんからありましたら、最後に受け付けたいと思います。いかがですか。

特にありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○宮本会長 分かりました。

そうしたら、これで本日は閉会としたいと思います。御苦勞さまでございました。来月  
よろしくお願ひします。

午前9時44分 閉会